

清掃センターに直接搬入する場合

- ◎ もやすごみ、もやさないごみ、大型・複雑ごみを清掃センターへ持ち込む場合は、ごみの重さに応じて10kgあたり100円の手数料がかかります。清掃センターが発行する納付書にて納付してください。
- ◎ 清掃センターへ直接搬入する際に、指定ごみ袋を使用すると手数料の二重払いになりますので指定ごみ袋は使用しないでください。
なお、指定ごみ袋を使用しても手数料の返金はありません。
- ◎ 資源ごみを搬入する場合は、手数料はかかりません。

清掃センターに直接搬入するごみの手数料額

種別	現在	有料化後（9月1日から）
もやすごみ もやさないごみ 大型・複雑ごみ 危険ごみ	200kgまでのものは無料 200kgを超えるものは 超える量が10kg増すごとに 100円を加算した額	10kgまで100円 以降10kg増すごとに 100円を加算した額
資源ごみ	無料	無料

家庭系ごみ有料化 Q & A

Q 有料化後のごみの分別変更はありますか？

- A これまで、もやすごみとして指定ごみ袋に入れず出していた「ふとん・座布団・毛布・カーペット類」は有料化後は、下記のとおり変更します。
- ・指定ごみ袋に入る場合→「もやすごみ」
 - ・指定ごみ袋に入らない場合→「大型・複雑ごみ」

Q 家庭系ごみの有料化とは？

- A ごみの排出量に費用負担を連動させることで、ごみ減量に対する経済的な動機付けが高まり、ごみ減量と資源化の推進が期待されます。資源の分別等を行い、ごみを減らす取り組みをした人は負担が少なく、ごみを多く出す人は負担が多くなることで負担の実質的な公平化が図られます。全国では6割以上、徳島県では7割以上の自治体がすでに有料化を実施し、ごみの減量化・資源化の推進に大きな成果をあげています。

Q なぜ有料化が必要なの？

- A ごみ減量により、ごみ処理の負担が軽減され安定的な処理が可能になることや、将来世代の経済的な負担の軽減とともに、環境負荷の低減や地球温暖化防止にもつながります。

Q 手数料が免除になる場合はないの？

- A 災害ごみ・火災ごみは有料化の対象外とします。また、生活保護受給世帯は申請によりごみ袋を無料配布します。

お問い合わせ先 みよし広域連合 清掃センター ☎ 72-0006
三好市環境課 ☎ 72-3436

令和4年9月1日から

家庭系ごみ有料化が始まります

三好市・東みよし町は、ごみの減量化・資源化の推進を図り、循環型社会の形成を目指すため、ごみ処理にかかる費用の一部を排出者である住民の皆さまに手数料としてご負担いただく制度を、9月1日から開始します。ご理解とご協力をお願いします。

ごみの収集場所に出す場合

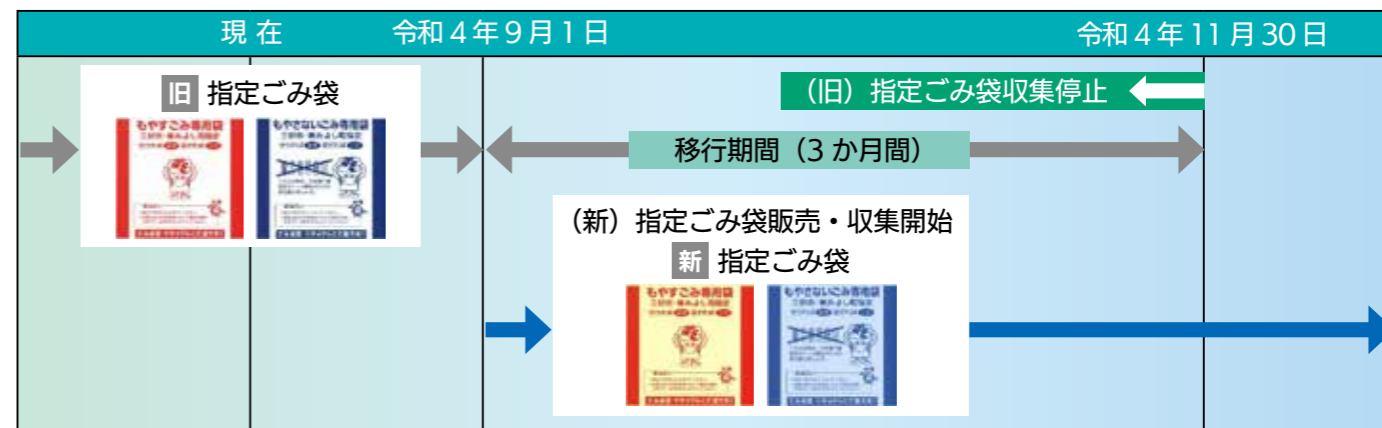
- ◎ ごみ処理手数料を含む新しい指定ごみ袋を取扱店で購入し、そのごみ袋に入れて指定されたごみの収集日に出してください。
- ◎ 資源ごみ、危険ごみに関しては有料化の対象外です。『ごみの分け方・出し方ガイドブック』を参考にこれまでと同様に指定された収集日に出してください。

指定ごみ袋の変更点と有料化後の販売価格

種別	現在	有料化後（9月1日から）
もやすごみ	指定ごみ袋 大・中・小	指定ごみ袋 大 10枚入 300円 中 10枚入 200円 <small>ごみ処理手数料を含んだ価格 ※別途消費税</small>
もやさないごみ	指定ごみ袋 大・中	指定ごみ袋 大 10枚入 300円 中 10枚入 200円 <small>ごみ処理手数料を含んだ価格 ※別途消費税</small>
資源ごみ	指定ごみ袋 以下4種 缶・その他プラスチック ペットボトル・トレイ発泡スチロール	現在の販売価格 (取扱店により異なります) ごみ処理手数料は含まれない

! 9月1日から11月30日までの3か月間は移行期間となり、旧のごみ袋でも収集します。12月1日以降は旧のごみ袋で出されたごみに関しては収集しません。使い切れる量をお買い求めください。

指定ごみ袋移行スケジュール



三好市事業復活支援金
中小・小規模・個人事業主のみなさん

コロナで売上が減ってお困りの事業者を支援します

申請締切は
10月31日

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが大幅に減少している事業者に対し、国の事業復活支援金、徳島県事業継続応援金の給付額に応じて、市が給付します。

給付対象

- 1 国、県の事業復活支援金を算定基礎とする場合
- 2 国の事業復活支援金の給付を受けており、かつ国の事業復活支援金の給付額が上限額となっていること（国の事業復活支援金の算定に用いた基準期間の額と対象月に5を乗じた額との差が給付上限額を超えていること）
- 3 徳島県事業継続応援金を算定基礎とする場合
- 4 徳島県事業継続応援金の給付を受けており、かつ徳島県事業継続応援金の給付額が上限額となっていること（徳島県事業継続応援金の算定に用いた基準期間の額と対象月に2を乗じた額との差が給付上限額を超えていること）
- 5 法人の場合は、三好市内に本店登記があること。または、製造業その他の場合は従業員21人以上、商業・サービス業の場合は従業員6人以上の事業所を三好市内に置いていること
- 6 個人事業者の場合は、事業所を三好市内に置いていること
- 7 資本金の額が10億円未満であること
- 8 今後も事業を継続する予定であること
- 9 三好市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行支援金の交付を受けていないこと
- 10 三好市建設工事事業者に

を受けており、かつ徳島県事業継続応援金の給付額が上限額となっていること（徳島県事業継続応援金の算定に用いた基準期間の額と対象月に2を乗じた額との差が給付上限額を超えていること）

法人の場合は、三好市内に本店登記があること。または、製造業その他の場合は従業員21人以上、商業・サービス業の場合は従業員6人以上の事業所を三好市内に置いていること

個人事業者の場合は、事業所を三好市内に置いていること

資本金の額が10億円未満であること

今後も事業を継続する予定であること

三好市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行支援金の交付を受けていないこと

三好市建設工事事業者に

あつては、一般競争入札資格認定格付けがA、BまたはCでないこと

給付限度額

国の事業復活支援金給付額の1/2もしくは徳島県の事業継続応援金給付額の1/2

※詳しくは三好市ホームページ給付額の算出方法をご確認ください。

お問い合わせ先

中小企業個人事業主労働者相談窓口 ☎7217608
三好市商工政策課
☎7217645（受付時間 8時30分から17時15分まで）

※新型コロナウイルス感染症防止策として窓口混雑緩和のため来庁される前には必ず相談日時の事前予約をお願いします。

① 給付金の計算方法

※ 国事業復活支援金を算定の基準とした場合

A：基準期間の事業収入額合計
B：対象月
C = A - (B × 5)
D：事業復活支援金給付額
E = C - D
F = D ÷ 2
三好市の給付額 EとFの小さい方の金額

② 給付金の計算方法

※ 徳島県事業継続応援金を算定の基準とした場合

A：基準期間の事業収入額合計
B：対象月
C = A - (B × 2)
D：事業継続応援金給付額
E = C - D
F = D ÷ 2
三好市の給付額 EとFの小さい方の金額

臨時特別給付金

住民税非課税世帯などを支援します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時特別給付金を給付します。

対象となる世帯

- 1 世帯全員の今年度住民税均等割が非課税
- 2 令和3年12月10日時点で三好市に住民票がある世帯は、「確認書」を送付しますので、必要事項を「記入のうえ返送してください。」
- 3 令和3年12月11日以降に三好市に転入した世帯は、申請が必要です。
- 4 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降に収入が減少し、世帯員それぞれの1年間の収入見込額が、住民税非課税水準に相当する

額となる世帯

対象世帯は、申請が必要です。地域福祉課へ申請書をご請求ください。

申請期限 9月30日

支給額 1世帯あたり10万円
①と②を重複して受給することはできません。

△ご注意ください

給付対象となりません
○「令和3年度住民税非課税世帯」または「家計急変世帯」のいずれかの給付金をすでに受給された世帯
○ 住民税課税者の扶養親族などのみからなる世帯

お問い合わせ先

三好市地域福祉課
☎7217647

子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯に対する *ひとり親世帯以外

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得子育て世帯に、特別給付金を支給します。

支給対象者

- 1 令和4年4月分児童手当・特別児童扶養手当受給者
- 2 高校生に該当する年齢の児童のみを養育する方
- 3 令和4年4月1日～令和5年2月28日の間に生まれた児童
- 4 平成16年4月2日～令和5年2月28日の間に生まれた児童の養育者で、令和4年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方

申請

支給対象者①に該当する方は、申請不要です。対象者は事前に案内を送付し、7月下旬に給付予定です。
支給対象者②、③、④に該当する方は申請が必要です。

支給額 児童一人あたり5万円

申請方法

子育て支援課に申請書を提出してください。
※郵送可（申請書の様式等詳細については、市のホームページをご覧ください。）

申請期限 令和5年2月28日

お問い合わせ先

三好市子育て支援課
☎7217648

後期高齢者医療被保険者証

今年は**8月**と**10月**に保険証を更新します

お問い合わせ先
三好市保険医務課 (☎72-7613)

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が令和4年7月31日となっている紫色の後期高齢者医療被保険者証を、1人に1枚お渡ししています。令和4年度は、法律の一部改正に伴い、10月1日から窓口負担が見直されますので、被保険者証を2回お届けします。

1 7月中に保険医務課から、有効期限 令和4年9月30日と記載された新しい被保険者証(黄色)をお届けします。令和4年8月1日から令和4年9月30日までの一部負担金の割合(1割または3割)は、令和3年中の所得に基づき、判定します。

2 9月中に保険医務課から、有効期限 令和5年7月31日と記載された窓口負担見直しに伴う再交付の被保険者証(緑色)をお届けします。令和4年10月1日から令和5年7月31日までの一部負担金の割合(1割または3割)に

1 有効期限が 令和4年9月30日

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和4年9月30日
交付年月日 令和 年 月 日

被保険者証番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印

徳島県 後期高齢者医療広域連合(印)

2 有効期限が 令和5年7月31日

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和5年7月31日
交付年月日 令和 年 月 日

被保険者証番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印

徳島県 後期高齢者医療広域連合(印)

ついても、令和3年中の所得に基づき、判定します。有効期限を過ぎた被保険者証は使用できませんので、受診の際は必ず有効期限を確認してください。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)は、有効期限が令和4年7月31日となっています。令和3年度の減額認定証をお持ちの方で令和4年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険証とは別に8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

りません。減額認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で、90日を超える入院(過去12か月)をされた方は、申請により入院時の食事代がさらに減額されます。※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

後期高齢者医療限度額適用認定証(灰色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、限度額認定証)は、有効期限が令和4年7月31日となっています。令和3年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和4年度も所得区分が3割負担の「区分I・II」に該当される方には、7月末までに保険証とは別に、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

令和4年度 保険料決定通知書を8月初旬に送付します

令和4年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収として納付することになっています。保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払い方法のお知らせをお送りします。また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納付する方についても、年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

三好市集落支援包括事業

地域で行われる取り組みを支援します



市内には、人口減少と高齢化の進行により、地域のコミュニティ機能の維持が困難な自治会や集落が増加しています。住みよい集落環境づくりに向けて、それぞれの地域で行われる取り組みを支援するため「三好市集落支援包括事業」を実施しています。各補助事業の内容については、担当課までお問い合わせください。

三好市集落支援包括事業一覧		
補助事業名	補助対象経費	担当課
生活支援事業	食料品や日用品などを提供するにを行う事業	市内の買い物が困難な地域において日常生活物資の移動販売や配達を行う事業の運営費 市内の買い物が困難な地域において日常生活物資の移動販売を行うための車両購入に係る経費 地方創生推進課 ☎72-7607
	生活水の確保	シルバー人材センターまたは生活水確保登録員(東・西祖谷のみ)に依頼し、水源地の清掃、確認作業および簡易な修繕に要した経費(材料費は除く) 水道課 ☎72-7626
	有害鳥獣対策	農作物などを防護するための侵入防護柵などの設置および修繕に要する経費 農林政策課 ☎72-7617
	道路などの維持管理に関する事業	公道から住家までの私道などの開設・改良・舗装に要する経費 市内の市道・農林道において実施する道路除草作業に要する経費 工務課 ☎72-7623 管理課 ☎72-7681
集落維持活性化推進事業	修繕に要する経費(付帯設備の修繕や軽微な工事などは除く) エアコンの新設・更新に要する経費 新築に要する経費 管財課 ☎72-7635	

お問い合わせ先
三好市地方創生推進課 (☎72-7607)
または担当課

職員採用試験

三好市

令和5年度採用予定



申込受付 7/13 ~ 8/5
一次試験 9/18 (日)

採用職種等
一般事務、一般事務（障害者枠）、
建築、土木、看護師、薬剤師
詳しくは市のホームページまたは募集要項にてご確認ください。

試験案内・試験申込書
三好市役所3階・秘書人事課と各支所
で配布します。
郵送請求、または市のホームページ
からもダウンロードできます。

申込方法
持参、郵送、電子申請による

申込受付期間
7月13日 9時 ~ 8月5日 17時
8:30 ~ 17:15
持参は平日のみ受付
郵送は8月5日までの消印に限り
受付

お申し込み・お問い合わせ先

〒778-8501
三好市池田町シンマチ 1500-2

三好市 秘書人事課
(☎ 72-7624)



三好市ホームページ▶

介護保険料の納め方には 普通徴収と特別徴収があります

原則、国民・厚生・共済などの老齢・退職を支給事由とする年金および遺族年金・障害年金を年間18万円以上受給されている方が特別徴収（年金天引き）になります。

ただし、年度途中で65歳になった方、または他の市町村から転入された方、所得の判明や更正により介護保険料が減額・増額された方などは普通徴収になります。

普通徴収									
年額を8回（7月から翌年2月まで）に分けて納付									
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
特別徴収									
年金から年6回、偶数月に天引きによる納付									
	4月	6月	8月	10月	12月	2月			
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期			
	仮算定（仮徴収）			本算定（本徴収）					
	前年度と同段階区分にて算定			決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納付					

令和5年度
箬蔵、白地、三縄幼稚園
園児の募集を停止します

近年、急激に変化しつつある少子化の影響により、子どもの育ちに大切な集団が小規模化し、望ましい環境での教育が難しくなっています。

このような状況を踏まえ、幼稚園の今後について協議を重ね、箬蔵、白地、三縄の3園は令和5年度幼稚園児の募集を停止することといたしました。

在園児には、これまでと同様に責任をもって教育・保育に努めてまいります。募集を停止することは誠に残念で、保護者並びに地域の皆さまには大変申し訳なく、深くお詫びいたします。園児募集停止に至りました事情につきまして、ご理解をお願いいたします。

令和5年度の認可保育所（園）、認定こども園および幼稚園の入所（園）案内については、市報みよし10月号でお知らせします。

お問い合わせ先
三好市教育委員会学校教育課 ☎ 72-3555

令和4年5月1日 園児数						
	池田幼稚園	箬蔵幼稚園	三縄幼稚園	白地幼稚園	山城幼稚園	辻幼稚園
4歳	14名	1名	0名	0名	1名	11名
5歳	14名	2名	2名	3名	8名	5名
計	28名	3名	2名	3名	9名	16名

段階	対象者	1か月当たり 保険料	保険料の調整額	
			1か月当たり 保険料	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	1,860円	基準額×0.3	22,320円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階以外の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	3,100円	基準額×0.5	37,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の方	4,340円	基準額×0.7	52,080円
第4段階	世帯の誰かが住民税課税になっているが、本人非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	5,580円	基準額×0.9	66,960円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人非課税で上記以外の方	6,200円	基準額	74,400円
第6段階	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の方	7,440円	基準額×1.2	89,280円
第7段階	住民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	8,060円	基準額×1.3	96,720円
第8段階	住民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	9,300円	基準額×1.5	111,600円
第9段階	住民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上の方	10,540円	基準額×1.7	126,480円

令和4年度
介護保険料が決定しました

毎年7月に65歳以上の方の介護保険料の算定を行います。
令和4年度の介護保険料は、7月上旬に年額の通知書を送付します。

春の叙勲
瑞宝双光章

加藤 一夫 さん（池田町馬路）

昭和44年6月、池田町消防団団員を拝命以来、43年の永きにわたり消防業務に精励し、卓越した知識と経験に根ざした責任感や決断力は、他の模範とされました。また、常に消防団員相互の和を重んじ、技術の向上に努めるなど、団員の信望も厚く、指導者としても多大に貢献されました。

春の叙勲
瑞宝双光章

岸上 清 さん（井川町西井川）

昭和52年8月、井川町消防団団員を拝命以来、42年の永きにわたり消防業務に精励し、消防の任務をよく守り、平素よく率先垂範して消防の使命達成に尽瘁されました。また、団員の信望も厚く、人格円満で指導力に富み、指揮者としても尽力されました。

叙勲受章

長年にわたる職務に対する功労や社会貢献をたたえる叙勲などを受章されました方を紹介します。